年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年8月まで

私は、昭和 56 年2月末にそれまで勤めていた会社を退職し、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。同年3月分の国民年金保険料のみを納付して、申立期間の保険料を納付していないはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 7 月に払い出されていることから、この頃に国民年金の加入手続をしたものと考えられ、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間直前の昭和 56 年3月分の保険料を同年7月8日に過年度納付していることが確認できる上、申立期間は5か月と短期間であり、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母親は、申立期間の保険料が納付済みとなっていることなどを踏まえると、申立期間の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年4月から同年9月までの国民年金保 険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正す ることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から50年3月まで

② 昭和57年4月から同年9月まで

私の父が国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は、母が納付してくれていた。婚姻後は、私自身が新たに加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間を除き、国民年金加入期間の国 民年金保険料を全て納付しており、A市の国民年金保険料収滞納一覧表による と、当該期間直前の昭和 56 年度の保険料は定期的に納付されている上、当該 期間は6か月と短期間である。

また、当該期間前後を通じて、申立人の住所及び申立人の夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなどを踏まえると、当該期間の保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該期間より後の昭和52年4月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は同月15日に任意加入したことにより初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるため、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、当該払出しより前に、申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は当該期間の加入手続及び保険料納付に関与していない上、

申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、 日記等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる 事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月31日から同年2月1日まで

A社B事業所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間は、A社B事業所から同社C出張所(適用事業所名は、A社C事業所)に異動した期間であり、同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、事業主からの回答、申立人が挙げた同僚でA社B事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の供述等から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 46 年2月1日にA社B事業所から同社C出張所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における 昭和45年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、4万2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立期間当時の書類については保管していないが、申立期間当時から現在に至るまで、社会保険事務所(当時)から送付された納入告知書と従業員から源泉控除した厚生年金保険料及び事業所負担分の厚生年金保険料と

の照合を行い、一致しない場合は社会保険事務所に問い合わせており、申立人から源泉控除した保険料を納付していなければ気付いていたと思われるため、事業所が保険料の納付義務を履行していなかったとまでは言えないのではないか。」としているが、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社C事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和 46 年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した6人全員(申立人及び申立人が名前を挙げた同僚を含む。)が、同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同年1月31日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、事業主が資格喪失日を同年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成6年9月を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付 する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から6年10月1日まで 平成5年5月から同年7月までの給与平均月額は17万6,233円のため、 申立期間の標準報酬月額は18万円となるはずなのに、申立期間に係る年金 事務所の記録は標準報酬月額17万円として記録されている。

申立期間について標準報酬月額を18万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の 訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保 険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内である ことから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成6年9月を18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険庁(当時)の記録どおりに自動引き落としで納付した。」と回答していることから、事業主は、当該給与支給明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納

入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成5年10月から6年8月までの期間については、 前述の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準 報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法に よる保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、 平成4年6月を20万円、5年6月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付 する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から5年7月1日まで 平成4年5月から同年7月までの平均給与月額は21万136円のため、同 年10月から5年6月までの標準報酬月額が22万円となるはずなのに、申立 期間に係る年金事務所の記録は標準報酬月額19万円として記録されている。 申立期間について標準報酬月額を22万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、申立人が保管する給与支給明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成4年6月を20万円、5年6月を22万円とすることが妥当である。なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「社会保険庁(当時)の記録どおりに自動引落としで納付した。」と回答していることから、事業主は、当該給与支給明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に見合う保険料の納

入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年7月から5年5月までの期間については、 前述の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準 報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、特例法に よる保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から9年3月まで

私は、20歳になったときは学生だったので、私の国民年金保険料は私の母に納付してもらっていた。私の母は、父と母の国民年金保険料と一緒に3人分を納付していたと記憶している。また、平成8年の秋以降は、自ら納付することもあった。私と母は、A市B区(以下「B区」という。)から送付されてきた納付書で、主に自宅近くの郵便局や銀行で納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、申立期間のほとんどの期間について、申立人の母親が、申立人の両親の分と一緒に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の両親に係るオンライン記録、及びB区が作成した国民年金被保険者名簿により、申立人の両親は、平成7年6月20日に国民年金保険料の口座振替の申込みを行い、同年7月の保険料から口座振替により納付されているのが確認できることから、申立内容とは符合しない。

また、国民年金手帳記号番号払出整理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は平成7年8月11日と確認されるとともに、B区が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿により、資格取得(変更)年月日欄に「7.*・*」及び資格喪失年月日欄に「9.4.1」との記載に加え、「H7年職適」と記載されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号は20歳に到達したことから職権適用によって払い出されたものの、納付記録欄は全て空欄となっており、納付記録が確認できないなど、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていた事情はうかがえない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせ

る事情も無い上、申立人及びその母親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの期間及び40年5月から52年1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年5月まで

② 昭和40年5月から52年1月まで

私が 20 歳の時に、国民年金制度が始まったので、将来のことを考えて、 両親と一緒に国民年金に加入した。

申立期間①と②の間は厚生年金保険に加入していたが、申立期間の国民年 金保険料は両親が納付してくれていたので、申立期間の保険料が未納とさ れていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその両親は、昭和 36 年4月に、A市において国民年金手帳記号番号が連番で払い出されており、一緒に国民年金に加入していることは確認できるものの、申立人については、A市の国民年金被保険者名簿によると、転出により不在者として扱われていたことが確認できる上、特殊台帳には 45 年4月11日に不在確認された旨の記載があり、申立人が 43 年4月に転入していたB市の国民年金被保険者名簿においても、申立人の国民年金の記録が同市に職権移管されたものの昭和 45 年度に不在者として処理されていることが確認できる。

また、上記の国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳、A市及びB市の国民年金被保険者名簿には、いずれも申立期間を含め国民年金保険料を納付した記録が無い。

さらに、申立人に対しては、昭和 52 年 2 月に、B市において別の国民年金 手帳記号番号が払い出されており、国民年金に任意加入していることが確認で きるが、申立期間については任意加入以前の未加入期間とされているため、制 度上、遡って保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、 申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親から当時の納付状況等を 聴取することができないため、当時の納付状況等が不明である上、両親が申立 期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、 ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらな い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から同年6月まで

年金問題が発覚した際、私の国民年金の記録を社会保険事務所(当時)に確認したところ、国民年金保険料の未納期間は1回だけと言われたので、申立期間の保険料は納付済みになっていると思っていた。申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が平成11年4月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことにより、同年6月に申立人に対して国民年金の加入勧奨が行われていることが確認できる上、申立人は申立期間後の13年2月20日時点でも国民年金に未加入であったことが確認できる。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得記録が無く、オンライン記録においても、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3791

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることは できない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から42年8月3日まで

② 昭和43年8月26日から44年9月1日まで

③ 昭和44年11月1日から46年2月10日まで

年金事務所の記録では、昭和 33 年 2 月 10 日から 46 年 2 月 10 日まで勤務した 5 事業所について、47 年 6 月 21 日に脱退手当金を受給したとされているが、私は 33 年 2 月から勤務した A 社、及び 36 年 9 月から勤務した B 社については同社の事務担当者に手続をしてもらい、期日の記憶はないものの、脱退手当金を受給した記憶があるが、その後勤務した C 社、D 社及び E 社については脱退手当金を受給した記憶は無い。

私は、当時、母が複雑骨折し、また、姉たちは結婚しており私は母の看病で忙しく、先のことを考える気持ちの余裕が無かったなど、このことを憶えているので、納得のいく調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所において脱退手当金を受給したと記録されている5事業所のうち、今回、申し立てた3事業所については脱退手当金を受給していないと主張しているが、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間③の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている。

また、申立人が脱退手当金を受給したと供述しているA社及びB社での厚生年金被保険者記号番号で管理されていた5事業所に係る年金事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、前述の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていたA社及びB社の2事業所に加え、申立期間の3事業所を含む5事業所の脱退手当金に係る支給対象期間、支給額及び支給年月日が記載

されており、この記載内容はオンライン記録と符合するなど一連の事務処理に 不自然さは見られない。

なお、脱退手当金の支給対象期間となっている5事業所に係る期間の前に 脱退手当金が未請求となっている厚生年金保険被保険者期間があるが、当該未 請求の被保険者期間と申立期間に係る被保険者期間とは、異なる厚生年金保険 被保険者記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された当時、 社会保険事務所(当時)では、脱退手当金請求者から申出がない場合、異なる 厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている被保険者期間を把握すること は困難であったものと考えられることから、支給されていない被保険者期間が 存在することに事務処理上の不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が 無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情 は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3792

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂 正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月1日から6年12月31日まで

A社の経理及び社会保険事務を担当していた女性社員が、社会保険事務所 (当時)から呼び出され、同社に係る社会保険料の滞納問題を解決するために、給与の高い者については報酬月額を下げる届出を行うように指導された。当時同社の代表取締役であった私は、行政機関の指導には従わなければならないものと考え、それまで 53 万円であった標準報酬月額を9万8,000 円に引き下げる届出を行ったが、当該届出が私の厚生年金保険の給付額に不利な影響を及ぼすとは思ってもみなかった。納得できないので、申立期間に係る標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成4年7月から6年1月までについては、同年2月1日付けで遡って 53 万円から9 万 8,000 円に訂正されていることが確認でき、同年2 月から同年 11 月までについては、9 万 8,000 円で記録されていることが確認できる。

しかしながら、法人登記簿の記録によると、申立人は申立期間当時、申立 てに係る事業所の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「社会 保険事務所から、社会保険料の滞納問題を解決するために、給与が高い者につ いては、報酬を下げる届出を行うことを指導され、当時は、行政機関の指導に は従わなければならないものと考え、社会保険事務所の当該指導内容を理解し、 それに従った。届出を行ったことにより、厚生年金保険料の控除額がかなり安 くなった。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立てに係る事 業所の代表取締役として、標準報酬月額の減額処理について関与し、同意して いたものと考えられる。

また、オンライン記録から、申立てに係る事業所における二人の取締役に係る標準報酬月額についても、申立人の申立期間に係る標準報酬月額と同様の記録が確認できることから判断すると、申立期間に係る標準報酬月額の減額及び届出の処理に関して、社会保険事務所が、代表取締役であった申立人の関与無しに、無断で処理を行ったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立てに係る事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。